

公益財団法人 全日本軟式野球連盟 名誉顧問・名誉会長・相談役・
顧問・参与の推挙基準に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、公益財団法人全日本軟式野球連盟規程第20条第2項に基づき名誉顧問・名誉会長・相談役・顧問・参与の推挙基準を定める。

(推挙基準)

第2条 名誉顧問・名誉会長・相談役・顧問・参与は公益財団法人全日本軟式野球連盟定款第26条に基づく役員として、その職にあった者で、次の第1号から第5号の各役職経験者とする。

- 1 名誉顧問は、名誉会長の役職についてのことのある者とする。
- 2 名誉会長は、会長の役職についてのことのある者とする。
- 3 相談役は、副会長の役職についてのことのある者とする。
- 4 顧問は、10年以上その職にあった者で、専務理事もしくは常務理事と技術委員長の役職についてのことのある者とする。
- 5 参与は、10年以上その職にあった者とする。

(委嘱回数)

第3条 顧問および参与の委嘱回数は公益財団法人全日本軟式野球連盟規程第20条第4項に基づくものとする。

(内規の変更)

第4条 この内規は、理事会の決議によって変更できる。

(附則)

この内規は、平成15年9月24日より施行する。

平成19年4月12日一部改正

平成29年12月6日一部改正